

## 県下の江戸期の一村数藩分属事例について

高原 三郎

— まえがき

江戸時代の小藩分立資料を調べているうちに、元来有機的共同生活体であるべき村が、数藩に分割支配されていた事実になり出合った。幕藩体制崩壊後すでに百年を経て過去の苦難や矛盾が忘却されがちな現状の中から、幕藩体制の一側面として集約したものである。

繁雑をさけるため、使用した資料を次のように略記した。

元和八年（一六二二）小倉藩（細川）人畜改帳 — 「元和帳」

正保四年（一六四七）豊後国郷帳 — 「正保帳」

元禄十四年（一七〇二）豊後国八郡見稻簿 — 「元禄簿」

元禄十四年豊前国絵図 — 「元禄図」

昭和十三年の十時英司氏の旧藩領域図 — 「十時図」

なお、所領の表現はできるだけ簡単にし、藩名と現市町村名を付記して理解し易いようにとつとめた。

二 事例 二十五 参考例 五

## 1 葛木(城)村(大分市明治)

「正保帳」―「中川領二三石余 稲葉領一四八石余 御石火矢鑄宗覚茂左衛門知行一〇〇石(二八石余田方七一石余島方)」  
「元禄簿」―岡、臼杵両領は全前。「御代官所 一〇二石余」これは後に延岡領となる。

「十時図」―「岡領は一戸と四所四枚の畑」。

一村三藩分割所屬はこの村一例のみ。かく細分された理由は不明であるが、切支丹弾圧の犠牲者を最も多く出した村で、分割支配によって隠れ信者を圧制したのではないかとの想像が行われている。昭和四十五年に設けられた殉教記念公園はかつての臼杵藩処刑場であった。

なお御石火矢鑄知行については「宗覚と茂左衛門とは父子で、宗覚は渡辺三郎太郎と称し、大友宗麟の命により、石火矢(大砲)の製法操法を学ぶ為、外国に派遣され、仏郎機(フランキ)工となって帰国。早川府内領に住み家康のため大坂の陣で働いた。駄の原鑄物業者の先覚。」といわれ、後に返上されて天領となり、正徳二年(一七一二)延岡領となった。

## 2 羽田村(大分市滝尾)

「正保帳」で「松平一伯領 三七七石余」とあったのが、「元禄簿」では「松平(大給・府内)領 三七一石余 御代官所(後に延岡領) 羽田村の内六石余」となる。「十時図」には「羽田ノ府内領中ニ延岡領介在ス。図中、イ、四畝 ロ、二畝 但之ニテ五石高、羽田部落ノ共同負担タリ。」とある。

## 3 三川村(大分市桃園)

「正保帳」では「松平一伯領 高田庄三川村 八四石余」とあり「元禄簿」では「御代官所 今三川村 一二九石」とある。

明治大学内藤家文書研究会の「譜代藩の研究」には「延岡藩本三川村 一六一石余」とある。「十時図」では「今三川は幕領、本三川は延岡領」と図示されている。

#### 4 秋岡村（大分市東植田）

「正保帳」は「松平一伯領 津守庄秋岡村 一一〇石余 中川領 秋岡村のうち 八石余」とあり、「元禄簿」では「御代官所（後に延岡領） 一一八石余 岡領 八石余」とあり「十時図」でも図示されている。

現地調査の結果「岡藩の本貫の地と三佐港との間に（東植田）仲村（高六一石余）の飛地領があつて仲継宿泊地となり庄屋は広瀬家であつた。秋岡村の蕨野のうちに、旧岡藩所屬の家が七戸あつたが、現存は一戸のみである。壇郡寺は仲村の下各念寺で、同寺は岡領のみを門徒としている。隣村高城の巨利各念寺はその地区が高松藩→天領→延岡領と変つたが、岡領との間に一線が引かれていて、遠く判田地区の百木や東植田の石川等を含め延岡領と天領とを門徒としている。

#### 5 後田村（大分郡庄内町）

「正保帳」では「日根野（府内藩）領 阿南庄後田村 一一石余 松平左近将監領（高松藩） 穴見庄後田村 一一四石余」とあり、「元禄簿」では「松平（大給・府内藩）領 後田村 一一石余 御代官所 養草村 六八石余 枝郷後田村 六二石余」とある。これからみると「正保帳」の後田村は「元禄簿」の養草村後田村を含めたものと思われ、後に延岡領となる。

「十時図」では「延岡領養草・大給紹吉領後田」と図示され、備考として「昭和十一年本村調査、古老曰ク『葛原→府内領・後田→延岡領ト』。之ヲ参考ニ記シオク。本図ハ本県調査ノ管区表ニヨルモノナリ。」とある。

現地調査で同村の釘宮房喜氏によると「後田村は養草村と共に由布院の山崎大庄屋の配下であり、ともに延岡領であつた。後田村の幼児の初参りは養草村の氏神に赴いた。また灌漑水路も共通で藩政時代には他領には使用させなかつた」という。

大給紹吉領は旧南庄内区域にあった府内藩分知の誤りである。ただ後田村の台地を下に降りた平地（庄内原から武宮への道路横）に、後田村所属の府内藩領地一一石余があった。

#### 6 上淵村（大分郡庄内町南庄内）

「正保帳」では「日根野（府内）領 阿南庄上淵村 五二二石余」とあり「元禄簿」では「松平（大給・府内）領 上淵村ノ内 一六一石余 松平主計頭（分知）知行所 上淵村ノ内 三六一石余」とある。「十時図」では上淵が府内領で上淵が分知領と二分されたことが図示されている。

#### 7 温湯村（大分郡湯布院町由布院）

温湯村は天領で、正保郷帳 一四一石余 元禄見稻簿 二〇三石余とあるが、後に二分された。正徳二年南温湯の一四六石余が延岡領となり、北温湯の五六石 四六二五二が天領に残り、寛政十一年以降島原藩の預地となった。島原市の松平文庫の「文化年間御成箇帳」で正確な数字を確認した。

#### 8 八坂村（杵築市）

この地区は杵築藩、日出藩、天領の三つが文字通り犬牙錯綜で、旧況を復原しにくい区域である。

日出領は「正保郷」では「八坂村 八四〇石余」、「元禄簿」では「八坂村 一、〇〇一石余」とあるが、小区域毎には示されていない。

杵築領は「正保帳」では「八坂庄 上庄村 一、二四三石余 下庄村 九九四石余 上八坂村 五〇五石余 下八坂村 七五二石余 年田村（東村）五九四石余 真那井村（大神村） 九六石余 計四、一八八石余」とあり、「元禄簿」では「速見

郡杵築領 計四、一八八石余」と計は同じであるが、北杵築村十六村、杵築町十一村、東村五村、真那井村に旧八坂村八村を合計してである。(旧八坂村八村の石高略す)

「十時図」では鹿倉・相原の日出領を加えて図示し、小笠原杵築藩を含めて説明してある。要之、旧八坂村の中でも生桑、大左右、友清、田中、五無田等が特に境界が入り乱れている。この地区の氏神の阿蘇宮は、この状況を反映して、杵築、日出兩藩の村々が、一つの神殿に別々の拝殿を作り、藩主の家紋をつけて対抗したという。今の拝殿はもと日出藩側の拝殿である。

#### 9 中村(杵築市八坂)

「正保帳」には「御蔵納 中村一六九石余」とあり、杵築領には中村の名なく、他とまとめて記されている。元禄簿では「御代官所 中村二〇〇石余 杵築領 中村九六石余」と明らかにしている。「十時図」には特に図示されていない。

#### 10 真那井村(速見郡大神)

「正保帳」では「御蔵納 一九二石余 松平(杵築)領 九六石余」とあり「元禄簿」では「御代官所 二四四石余 松平(杵築)領 九六石余」とあり「十時図」では「幕領は西真那井、杵築領は下真那井」と図示されている。

#### 11 辻間村(速見郡豊岡)

「正保帳」では「久留島(森藩)領辻間村七〇八石余(田方四八五石余、畠方八一石余。四三石余田方、九七石余畠方)木下領分入組の地」とあり、更に「辻間村之内として、頭成町七五石余、同市ノ坂村一一石余、同日野村二八石余」となっており「木下(日出藩)領辻間村八五一石余」である。

「元禄簿」では「久留島領 辻間村の内三九七石余 辻間之支頭成村八六石余 同市ノ坂村一〇五石余、同日野村二石余」

と記され、「正保帳」より、なぜかかなり減じている。また「木下領辻間村之内九一八石余」ところは少し増している。なお辻間は津島とも書かれ、庄屋は両藩の大庄屋を城内家が兼ねたという。両藩境の交錯は複雑で「木下領分入組の地」の表現がこれを物語っている。また日出藩が、森藩領となった頭成の巨利寛正寺の日出領門徒を転寺させようとして不祥事件が起っている。

## 12 鬼丸村（津久見市青江）

慶長六年臼杵藩は佐伯領警固屋村（港）（青江河口）を希望し、その代りに下青江の井無田村と上青江の鬼丸村の一部と奥河内村とを交換した。

「正保帳」では「稻葉（臼杵藩）領鬼丸村五石余（畠方のみ） 毛利（佐伯藩）領鬼丸村九石余」とあり、「元禄簿」では「稻葉領鬼丸村の内五石余 毛利領津久見郷鬼丸村九石余」とあり石高は同じであるが正確な村名がついて一村両藩分属が明記されている。「十時図」では鬼丸村の下部が臼杵領で奥地が佐伯領と図示してある。

## 13 府（不）坂村（佐伯市下堅田）

毛利藩祖高政公の弟森 吉安の分地領二千石は寛永十七年に上知されて公領となり、佐伯藩に預けられていたが、問題が多く寛文九年から代官所支配となった。

「正保帳」では「御蔵納、毛利市三郎（三代高直）預り 不坂村 七七石余 毛利市三郎領分 不坂村 一〇石余」とあり「元禄簿」では「御代官所 府坂村ノ内 七七石余 毛利領府坂村ノ内 一〇石余」とある。石高は同じだが村名と所屬とが違っている。

寛文六年に堅田村庄屋が、「毛利藩では藩領と公領預所の取扱いに不公平がある。」と幕府に直訴し、その結果預所が解

消され、代官領となった。村民にとって幕府領の方が藩預領より有利であった資料とみることが出来る。

14 床木村（南海部郡弥生町）

「13」と同様もと森 吉安領の所属変更によって生じたものである。

「正保帳」では「御蔵納毛利市三郎預 床木村 三九三石余 毛利市三郎領 床木村 六二石余」とあり「元禄簿」では「御代官所 床木村ノ内 四〇二石余 毛利領床木村ノ内 六二石余」となっている。「十時図」によると「佐伯領は旧床木村の東南隅である。

なお、佐藤蔵太郎氏の佐伯史P111には「寛政四年床木村善右衛門が『去る卯年より（毛利藩）預所となり困窮す』とて幕府に直訴して代官領に復せんことを願う。」とあり、府坂村と同様の事情である。

15 上油留木村（東国東郡安岐町）

「正保帳」では「松平市正（英親）領安岐郷油留木村 一七四石余」とあり、分知領が記されていない。「元禄簿」では、松平志摩守（二代重榮）領分 油留木村ノ内 一三九石余 松平平八郎知行所（重長分知） 油留木村ノ内 三四石余」とあり、合計高は同じだが分属されている。「十時図」が最も精細な記事で「松平領（分知）は西安岐村の山浦全部の外に、上油留木の内十二戸高五十石あり。但し一地域をなしおらず上油留木各所に散在す。・・・油留木は杵築初代藩主（英親）の次弟松平図書（重長）に分知されたる三千石の内高五十石なり。昭和十三年十二戸のうち七戸現存す（五戸廢家）。」として一戸一戸を図示してある。

「正保帳」では「松平市正（英親）領 新涯村 二四七石余」とあるが「元禄簿」では「松平志摩守（重榮）領 新涯村ノ内 五六石余 松平兵庫（直政、英親の三弟）知行所 新涯村ノ内 一九四石余」と分知されている。

なおこの分知領は元文二年（一七三七）事により没収されて、公領となった。

中村睦氏の調査によれば、大字新涯は南から内園、植松、大年、下組の四組中、杵築領は内園だけで、他の三組が分知領に由来する幕領であったとのことである。

#### 17 黒土村（西国東郡真玉町）

「正保帳」では「御蔵納 松平市正（英親）領 真玉庄黒土村 四五五石余」と一本化されているが、「元禄簿」では松平主殿頭（忠雄、島原深溝）領 黒土村ノ内 三四五石余 御代官所 黒土村ノ内 一一九石余」と分属している。なおこの公領は正徳二年からは延岡領となった。

なお「十時図」から判断すると黒土村の内、島原領は下黒土、公領（後の延岡領）は上黒土に当る。

#### 18 真木村（豊後高田市田染）

「正保帳」では「御蔵納 松平市正領 田染庄真木村 二四七石余」とあり一本化している。「元禄簿」では「松平主殿頭（島原藩）領 真木村 一六〇石余 御代官所 松平主殿頭領真木村之枝郷菊山村 一一〇石余」とあり、前者は寛文九年から島原領となり、後者は公領で、正徳二年以降延岡領となった。「十時図」には明確に菊山村が図示されている。なぜこの地が飛地となったかの理由は不明である。



19 沓掛村（西国東郡大田村）

「正保帳」では「松平市正（杵築藩）領 田原庄沓掛村 四六四石余 御蔵納 松平市正預 田染庄沓懸村 二四七石余」とあり、「元禄簿」では「松平志摩守（杵築）領 沓掛村 四六四石余 松平主殿頭（島原）領 二七七石余」となっている。「十時図」から判断すると杵築領沓掛は上沓掛、島原領沓掛は下沓掛である。なお今の大田村は下沓掛を除き全部杵築領であった。

20 岩室村（玖珠郡玖珠町）

「正保帳」では「久留島丹波守（二代通春）領 玖珠郡帆足郷岩室村 九六七石余 岩室支宮下村 四六石余 同 山口村 一七石余 同 田代村 六五石余」とある。「元禄簿」では「久留島信濃守（三代通清）領 岩室村 二一八石余 久留島出雲守（分知通貞領） 岩室村 五七七石余 枝郷宮ノ下村 一二石余 山口村 一二石余 枝郷田代村 三九九石余 小以高 千石」とある。「十時図」では沿革表は「幕領とし、地図では岩室を全部分知領としている。なお現地では通貞の分家を「岩室の殿様」と呼んでいる。「大分県史要」では三村を「西岩室之支」としてあるので、森領は東岩室であろうと考えられる。

21 城内村（日田市）

「正保帳」では「御蔵納 夜開郷城内村 四四五石余 久留島丹波守領 夜開郷城内村 一三二石余」とあり「元禄簿」では「御代官所 城内村 四五〇石余 久留島信濃守領 城内村 一三二石余」とある。「十時図」によると「公領は下城内、森領は上城内」と示されている。

なお、この二村と陣屋廻村（永山布政所）とで北豆田となっている。

22 池部村（日田市有田郷）

「正保帳」では「久留島丹波守領 有田郷池辺村 二九一石余 夕田（せきた）村 二二三石余」と一本化しているが「元禄簿」では「久留島信濃守領 池部村内 二四〇石余 久留島宇右衛門（通逸）領 知行所 池部村内 一六四石余 枝郷夕田村 一三五石余 小以高 三〇〇石」と両属している。「十時図」によると森領の池部村は旧西有田村西池部で、分知領の池部村は旧東有田村東池部である。

なお通逸分知領は宝永六年に養子通重が本家の養子になり以後は幕府に収められ公領となった。

23 荒木村（宇佐市八幡）

「元和帳」では「高森手永 荒木村 五八九石余」とあり「元禄図」では「荒木村 五一六石余」となっている。「大宇佐郡史論」等によると「時枝小笠原領 荒木村 二一七石余 公領 荒木村 二九九石余」である。「十時図」によると「時枝領は西荒木、幕領は東荒木」と図示されている。

24 山下村（宇佐市横山）

「元和帳」では「御惣庄屋麻生善介手永 山下村 一、一六四石余」とあり「元禄図」では「山下村 八九七石余」とある。「大宇佐郡史論」では「時枝小笠原領 山下村 三六八石余 中津小笠原領 山下村 五二九石余」と両属している。「十時図」によると「時枝領・中津領混合地」と図示され、時枝領は東山下、中津領は西山下と考えられる。

なお渡辺達也氏の「時枝領」には「特に山下村枝郷の久々姥（クウバ）は（時枝領と）中津領との合村で、田地人家山林入交り候とあり、いわゆる相給の様相を呈している。」と記されている。

## 25 房ヶ畑村（宇佐郡安心院町佐田）

「元和帳」では「御惣庄屋山藏助右衛門手永 房ヶ畑村 二五五石余」とあり、「元禄図」では「房ヶ畑村 二二三石余」とある。

安心院町誌によると「幕領 二二〇石余 島原領 六石余」となっている。

この房ヶ畑村は、細川領↓中津前小笠原八万石領↓中津後小笠原氏四万石領↓奥平領となった。重松義胤の安心院記によると、「中津領房ヶ畑、平ヶ倉、正覚寺を天領に、天領の妻垣、荘、上荘を中津領にと換地された」とあるが、その正確な年代は記されていない。

## 参考資料

## 1 仲（中）津留村（大分市滝尾、東大分）

「正保帳」に「松平一伯殿領 津守庄仲津留村 六七七石余 松平左近将監（忠昭、高松藩）領 笠和庄中津留村 二七八石余」とある。「元禄簿」では曲、津守、片島、羽田村の内の諸村が代官所領に見えるが、仲津留の村名が見当らない。また松平（大給、府内藩）領には羽田村の内、下郡、今津留、花津留、牧、萩原の村名が見えるが、中津留村は見えない。「正保帳」の仲津留村、中津留村は元禄にはどうなったのであろうか。両者を比較検討してみると「元禄簿」の津守村が、「正保帳」の津守庄仲津留村に当るのではないかと思われる。

## 参考資料

## 2 佐伯市鳥屋島の所屬

「十時図」によると堅田川口の佐伯市側、（上堅田の地続きと南側の下堅田との間の川中島の鳥屋島は、東部中部西部の三

つに分けられている。西は上堅田に属し佐伯藩領、中は森 吉安分知領に始まる幕領で沖の島と称されている。東部は明治以後の埋立地で鳥屋島新地と称され佐伯領に属すと記されている。村名や石高がないので参考とした。現在市のゴミ投棄場に利用されている。

#### 参考資料

### 3 森山村（宇佐市八幡）

豊前国四日市村年代記元禄十二年の記事（地方史七十号）に「去年来村割地割大混雑に付・・・民部様知行所時枝懸りと御料四日市掛りと高分の場所に立合、百姓数は竈取にて分候。反畝上中下段取、諸小物成共に当分る。右に付ては村々に寄、入組六ヶ敷所有之。己に森山村杯は庄屋善右衛門竈取にて民部様領に入る。其子伝四郎は御料所に入り庄屋相勤候」とある。支配者の都合で村が分属した時の混乱をよく描写してある。ただ恐らくこの記事は、森山村ではなく「23」で取上げた荒木村の事と考えられる。

#### 参考資料

### 4 宇佐村（宇佐市）

「元和帳」では「高森孫左衛門手永 宇佐村 二、六四五石余」とあり「元禄凶」では「宇佐村 一、九六六石余」とある。「大宇佐郡史論」には「寛政四年 島原領北宇佐村 九六六石余」とあり、宇佐神宮領の南宇佐村一、〇〇〇石を加えると「豊前国絵図」の数字と一致する。

5 土佐井村（福岡県築上郡大平村）

隣県であるが、ずっと中津藩領があつたのでここで記した。中津市史に「東土佐井村 五〇石は中津領、西土佐井村 六八〇石は小倉領で、両領入りの村柄であつたが、地味直敷田畑は小倉御領に質入になり、悪地許り主附作方致し……」とある。吉富町史には「土佐井村は、細川時代すでに小倉城付、中津城付にわかれていたことが、寛永十年御代官御算用帳を見て知られ、その後維新前まで同様であつた。……他領内に耕地が飛地としてあつた。……ここで面白いのは、中津領の家で半分小倉領に入っていたものもあつた。その分だけ小倉藩の方に年貢を納め、また両領が接近していたので小倉領内では芝居興行ができなるとなれば、畔一重越しの中津領でこれをやっていたという。」ともあり一村両属の特殊さをよく物語っている。

三 むすび

以上の実例や参考例から通観して、一村数藩分属問題を考察してみた。

(1) 徳川幕府の分割統治政策

徳川幕府二六五年にわたる日本支配に於て、世界史にも稀な平和を維持し得たのは強力な幕藩体制の確立をもととしている。諸大名に絶対優位する幕府権力（最大の土地所有、主要鉱山や鑄貨権の掌握、三都支配や長崎港、管理貿易等）の蓄積が第一にあげられている。これとならんで、天領（含旗本領）、親藩、譜代、外様の大名領を巧妙に配置し、然も飛地を設けて、英國のインド政策にいわれた分割統治 (Divine and rule) を徹底したことが注目されている。然も前半期は改易や転封や減封、増封等が相当多く行われて、本県は、九州一の小藩分立、藩境複雑を来したのである。中世大友時代の豊後一國一領と全く趣を異にしている。文禄三年の分立から幕末まで続いて変化がなかつたのは岡藩中川氏のみである。複雑な天領の変遷、他國大名の飛地等がいよいよ大分県の領域を複雑怪奇なものとした。時枝領五千石を初め御分地領の存在が多かつたことも、状

況を複雑化している。

(2) 朱印高を合わせるための村高分割

「元禄簿」等の資料を検討して、驚くことは、大は藩全体の総高から、小は御分知領まで、新田等の改出高や損耗地等で実高は変遷したが、基本の公認朱印高は原則として堅持されていた。例えば延享三年奥平中津藩が巡検使へ差出した書付は次の通り故為に作文したようにきちんと縦横があう。

豊前国 (上毛、下毛 宇佐郡の内) 六二、〇七六石〇一六二

筑前国 怡土郡 一七、九〇八石四二五八

備後国 (安那、神石 甲怒郡の内) 二〇、〇一五石五五八〇

高都合 一〇〇、〇〇〇石〇〇〇〇

また明暦元年の久留島通<sup>ト</sup>の分知領は次の通りである。

玖珠郡綾垣村枝郷木牟田村 一五一石余

杉塚村 四八石余

小以高 二〇〇石

日田郡 池部村の内 一六四石余

夕田村 一三五石余

小以高 三〇〇石

高都合 五〇〇石

一村数藩分属の中には、こうした高を合わせるための分割が多かったらうと考える。

(3) 想像以上の極端な分割

(2)の目的のため、特に村の中の家戸も耕地も、連続せず高を合わせるためのこまかな計画の例がある。1例(岡領葛木村分は二戸と四ヶ所にの散在畑四枚)2例(公領羽田村、後の延岡領の六石余は府内領内に四畝と二畝と不足分は羽田村負担)15例(安岐町上油留木の杵築藩分知領の散在する十二戸五十石余)等がその著るしい例である。

(4) 宗教(氏神、壇那寺等) 関係

三分された葛木村の分割について、切支丹根絶のためと推察されていることについては、本文でふれた。

(4) 蕨野村の例と(1)の辻間の例とは藩が異なるために門徒の帰属に問題を生じた例である。(5)の後田村の例は氏神の共通から旧領確定の一因を求めたものである。(8)は神殿に領地別の二つの拝殿が作られた例である。

(1)例からは、大名鳥居を最も多く寄進した木下侯が、真宗対策に手をやき問題をひき起している。

(5) 境界論争の原因

一村数藩分立地区では境界線が複雑で、境界線に関する問題が生じがちであった。特に(8)の八坂村の例では度々紛争が起り、(12)の青江奥地では長期間入会問題が解決しなかった。(13)、(14)の南海部の公領飛地の例では公領が大名預りとなった場合、これを忌避し代官領希望の直訴問題を起している。

四 あとがき

「隣のぼたもちほうまそう」とか「隣に倉が建てば、こちらは腹が立つ」とか言われる社会相は今も昔も変りはない。困った時、苦しい時にそれが平等であれば忍び易い。然し隣家が、まして自然の共同生活から生れた村が、封建制のために、分断され不平等や不公平が生じるとなると大変である。一村数藩分属の悲劇である。天領と私藩領、大藩と小藩、本藩と分知領との間には差が生じ易い。明治以後百年、三代四代を経てこの傷口も大方ふさがれたようである。